

平成30年6月29日

埼玉県教育委員会教育長

小松 弥生 様

埼玉県高等学校・特別支援学校教育課程編成要領の改訂について（報告）

埼玉県高等学校・特別支援学校教育課程検討委員会委員長

関根 郁夫

本検討委員会は、平成30年4月17日から標記のことについて検討してまいりましたが、下記のような結論を得ましたので、報告いたします。

記

本県の高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）における教育課程編成要領については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法に定める教育の目的と理念及び学校教育法に定める高等学校及び特別支援学校の目標や学校の目的に沿い、文部科学省が告示した学習指導要領に基づき、学校、幼児児童生徒及び地域の実態等に応じた教育課程が編成できるよう改訂することが重要である。

このため、本検討委員会は、次に示す1の「本県における学校教育の現状と課題」を踏まえ、2の「埼玉県高等学校、特別支援学校教育課程編成要領の改訂」に示す方向で進めることが望ましいと考えた。

1 本県における学校教育の現状と課題

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期す営みである。また、教育には、近年顕著となってきている情報化やグローバル化の加速度的な進展など変化の激しい社会において、自らの可能性を発揮し幸福な人生の創り手になるとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、共に協働しながら持続可能な社会の創り手となる人材の育成がより一層求められている。

このことから、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むことは極めて重要であり、新高等学校学習指導要領及び新特別支援学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）が実施される上で、この普遍的な理念を継承し、一層の推進を図ることが

肝要である。本県では、かけがえのない「財産」である子供たち一人一人を「人財」とし、「自助・共助・公助」の観点から「埼玉教育の振興に関する大綱（平成27年12月策定）」、「埼玉県5か年計画（平成29年度から平成33年度まで）」、「第2期生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー（平成26年度から平成30年度まで）」において、学校・家庭・地域・行政が一体となって教育を推進しているところである。また、「埼玉県教育行政重点施策」のもとで、教育行政を総合的に推進するとともに、各学校では、家庭や地域社会との連携を図りながら、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、子供たちの「生きる力」の育成を図っている。

変化の激しい社会を子供たちが主体的に生き抜いていくためには、一人一人が社会的に自立し、能力を発揮することがますます重要になる。そのため、一人一人に応じた教育を実施し、基礎的・基本的な知識や技能を着実に習得させるとともに、学んだ知識などを活用し問題解決するために必要な思考力、判断力、表現力と主体的に学習に取り組む態度を身に付けさせなければならない。

高等学校では、知識構成型ジグソー法による「協調学習」の実践と研究に取り組むなど、子供たちが相互に学び合い、想像力を養い、自ら学ぼうとする意欲を高めるような「学びの改革」を推進している。

特別支援学校では、全国に先駆けて、障害のある子供とない子供が共に学ぶ「支援籍学習」の取組などを推進するとともに、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえ、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の整備を行うなど、教育環境の充実を図っている。

平成28年12月の中央教育審議会答申「『生きる力』の育成に向けた教育課程の課題」について、現行の学習指導要領では、「指導の目的が『何を知っているか』にとどまりがちであり、知っていることを活用して『何ができるようになるか』にまで発展していないのではないか」との指摘があった。このことは、各学校における教育課程編成の検討や工夫改善、教員一人一人の実践においてさらなる改善や創意工夫の必要が示唆されたものであり、県内全ての教員に対して新学習指導要領の趣旨や内容を確実に浸透させる必要がある。また、教育においては、「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」（流行）とともに、「時代を超えて価値のあるもの」（不易）があるということを忘れてはならない。学校現場では、これまでも知・徳・体のバランスを考え、他者との共生や他人への思いやり、寛容性、社会性や倫理観などをしっかりと育んできており、いかに社会や時代が変化しようとも大切なことであるということに改めて強調しておきたい。

2 埼玉県高等学校、特別支援学校教育課程編成要領の改訂

本県の教育課程編成要領の改訂に当たり、新学習指導要領の改訂の基本的な考え方

を受け、本県の学校教育の現状を踏まえ、教育課程編成要領改訂の基本方針及び基本的な事項等を次のように定めた。

なお、特別支援学校幼稚部、小・中学部については、平成29年7月28日に報告した「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について（報告）」に準ずるものとする。

(1) 基本方針

本県における学校教育の現状と課題を踏まえて、新学習指導要領の趣旨等を分かりやすく伝える必要がある。そのためには、従前と変わらない点、新たに加えられた点について明記するとともに、本県がこれまでに行ってきた施策等に触れながら、より新学習指導要領について理解を深められるように工夫することが求められる。

そして、全ての教員が、教育課程編成要領を手にしたときに、今後の教育の方向性や教育課程編成の手順等を容易に理解できるよう工夫することが重要である。

(2) 基本的な事項

ア 2030年の社会と目指すべき人材

社会の変化は加速度的に進展してきている。中でも、進化した人工知能が様々な業務を行うなど社会や生活を大きく変えていく時代の到来が予測されている。

こうした中で、子供たち一人一人が、社会に主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、あらゆる他者を価値ある存在として、共に協働できるなど、幸福な人生の創り手及びよりよい社会の創り手となっていけるようにすることが重要である。

特に、新教育課程編成要領は、2030年の社会の在り方を見据えながら、子供たちが活躍することができる将来像を考え、作成することも重要である。

このことに鑑み、よりよい学校教育をとおして、よりよい社会をつくっていく子供たちにこんな大人になってもらいたい、といった理想とする姿を描く必要がある。

イ 埼玉教育の現状と課題

今後の埼玉教育を見通すに当たっては、これまで本県が取り組んできた教育行政施策などに対して、子供たちがどう変容したのか、また、どんな課題があるのかななどをきちんと整理しておく必要がある。

ウ 学習指導要領改訂のポイント

新学習指導要領では、「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」、「何を学ぶか」、「カリキュラム・マネジメント」、「社会に開かれた教育課程」などの

キーワードが挙げられている。これらのキーワードを踏まえ、今後の埼玉教育の展望にも触れながらポイントを示す必要がある。

本県では、高等学校においては、知識構成型ジグソー法による「協調学習」を実践し、子供たち一人一人が潜在的に持っている「学ぶ力」を効果的に引き出すことに取り組んできた。特別支援学校においては、子供たち一人一人の自立と社会参加を目指し、職業教育や各教科等を合わせた指導など、個に応じた学びの充実に取り組んできた。

高等学校、特別支援学校においては、これまでの教育の蓄積を生かし、「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」などの視点をさらに進化させ、子供たちが社会の中で自分らしく生き生きと生活できる力を育むという観点で、学習の質の向上に向けて教員同士が学び合い、より一層授業改善の取組を活性化することを示す必要がある。

(ア) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

○「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書指導等の改善を引き出せるよう、全ての教科等を①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力等 ③学びに向かう力、人間性等 の3つの柱で再整理していることを明確に示す必要がある。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、さらに民法が改正され、平成34年度から成人年齢も146年ぶりに引き下げられる。生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められている。そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について改めて示す必要がある。

(イ) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科横断的な学習を充実する必要がある。また、主体的・対話的で深い学びの充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要である。

そのため、学校全体として教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的

体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することを示す必要がある。

(ウ) 教育内容に関する主な改善事項

- 言語能力の確実な育成
- 理数教育の充実
- 伝統や文化に関する教育の充実
- 道徳教育の充実
- 外国語教育の充実
- 職業教育の充実
- 初等中等教育の一貫した学びの充実
- 主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実
- 情報教育（プログラミング教育を含む）の充実
- 子供たちの発達の支援（キャリア教育、障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）
- 学校教育活動としての部活動
- 子供たち一人一人に応じた自立活動などの指導の充実
- 知的障害教育における教科別の指導や各教科等を合わせた指導の充実

埼玉県特別支援教育教育課程編成要領(1) 特別支援学校編
改訂協力準備委員(平成29年度) 改訂協力委員(平成30年度)名簿

平成31年3月現在
(敬称略)

◎印は部会長, ○印は副部会長, □印はリーダーを示す。

【視覚障害部会】

- ◎佐野 貴仁 特別支援学校塙保已一学園校長
○柳澤 正則 特別支援学校塙保已一学園教頭
寺田 智礼 特別支援学校塙保已一学園教頭(平29)
□秋葉 博之 特別支援学校塙保已一学園主幹教諭
寺田 健太郎 特別支援学校塙保已一学園教諭
原 功 特別支援学校塙保已一学園教諭(平30)
北島 千沙 特別支援学校塙保已一学園教諭(平30)
波田野 桂子 特別支援学校塙保已一学園教諭
中尾 幸枝 特別支援学校塙保已一学園教諭
近藤 邦夫 特別支援学校塙保已一学園教諭
松浦 誠也 特別支援学校塙保已一学園教諭
本田 東 特別支援学校塙保已一学園教諭
中野 亮介 特別支援学校塙保已一学園教諭
増茂 孝浩 特別支援学校塙保已一学園教諭
荒 沙絵子 特別支援学校塙保已一学園教諭(平29)
塩野 寛子 特別支援学校塙保已一学園教諭(平29)

【聴覚障害部会】

- ◎桑原 智子 特別支援学校大宮ろう学園校長(平30)
伊藤 えつ子 特別支援学校大宮ろう学園校長(平29)
○楠見 弘樹 特別支援学校大宮ろう学園教頭
□中山 康太郎 特別支援学校大宮ろう学園教諭
佐藤 純子 特別支援学校大宮ろう学園教諭
逢坂 美紀 特別支援学校大宮ろう学園教諭
太田 歩美 特別支援学校大宮ろう学園教諭
中村 一幾 特別支援学校大宮ろう学園教諭
黒須 浩一 特別支援学校大宮ろう学園教諭
河瀬 顕 特別支援学校坂戸ろう学園教諭
大河内 香 特別支援学校坂戸ろう学園教諭
渋谷 則子 特別支援学校坂戸ろう学園教諭
森本 有加 特別支援学校坂戸ろう学園教諭
嶋田 紗貴子 特別支援学校坂戸ろう学園教諭
原田 篤 総合教育センター主任指導主事

【病弱部会】

- ◎三原 和弘 けやき特別支援学校校長(平30)
細谷 忠司 けやき特別支援学校校長(平29)
○小谷 浩巳 けやき特別支援学校伊奈分校教頭
□仁平 三奈子 東松山特別支援学校こどもの心の
ケアハウス嵐山学園内教室教諭
竹村 由香里 けやき特別支援学校教諭
大澤 英俊 けやき特別支援学校教諭
蓮沼 研一郎 けやき特別支援学校教諭
宮元 恵 けやき特別支援学校伊奈分校教諭
脇谷 明浩 蓮田特別支援学校教諭
山崎 勝美 東松山特別支援学校こどもの心の
ケアハウス嵐山学園内教室主幹教諭(平29)
小柳 雄二 総合教育センター指導主事兼所員

【肢体不自由部会】

- ◎小池 八重子 宮代特別支援学校校長
○池澤 健 越谷特別支援学校教頭
永山 千洋 和光特別支援学校主幹教諭
関口 強 日高特別支援学校主幹教諭(平29)
□竹脇 真悟 宮代特別支援学校教諭
尾澤 良崇 宮代特別支援学校教諭
神谷 幸彦 所沢おおぞら特別支援学校教諭
青柳 憲充 越谷特別支援学校教諭
齋藤 正志 蓮田特別支援学校教諭
丹羽 史和 熊谷特別支援学校教諭
齊藤 可奈子 越谷特別支援学校教諭
定方 千恵 川島ひばりが丘特別支援学校教諭
平野 文 秩父特別支援学校教諭
平井 悠一 総合教育センター指導主事兼所員(平30)

【知的障害部会】

- ◎小林 直紀 越谷西特別支援学校校長(平30)
桑原 智子 上尾かしの木特別支援学校校長(平29)
山本 達也 上尾特別支援学校教頭(平29)
○西 聡 秩父特別支援学校教頭(平30)
田村 浩紀 狭山特別支援学校主幹教諭
山崎 絵里 久喜特別支援学校主幹教諭
川合 章浩 入間わかたき高等特別支援学校主幹教諭
□木村 達 草加かがやき特別支援学校教諭
小野 知二 川口特別支援学校教諭
田代 和義 東松山特別支援学校教諭
前田 朗 浦和特別支援学校教諭
大熊 幸子 騎西特別支援学校教諭
関口 和子 騎西特別支援学校教諭
野口 玲行 深谷はばたき特別支援学校教諭
大澤 一夫 行田特別支援学校教諭
保坂 淳一 宮代特別支援学校教諭
佐藤 博史 毛呂山特別支援学校教諭
加瀬谷 朋子 越谷西特別支援学校教諭
桑村 壮一 上尾特別支援学校教諭(平29)
森木 麻菜美 所沢特別支援学校教諭(平29)
川端 鯉太郎 三郷特別支援学校教諭(平29)
堀口 哲 本庄特別支援学校教諭(平29)
森澤 由希 総合教育センター指導主事兼所員

【自閉症教育部会】

- ◎細谷 忠司 草加かがやき特別支援学校校長(平30)
○藤原 卓也 上尾かしの木特別支援学校教頭
□春木 美紀 入間わかたき高等特別支援学校教諭
新井 真由美 入間わかたき高等特別支援学校教諭
永富 真理 特別支援学校さいたま桜高等学園教諭
北村 和代 狭山特別支援学校教諭
佐藤 久美子 川越特別支援学校
金子 美里 総合教育センター指導主事兼所員(平30)

【職業学科・分校部会】

- ◎小池 浩次 越谷特別支援学校校長
- 多田 朋子 入間わかくさ高等特別支援学校教頭
- 笹川 ともえ 川越特別支援学校川越たかしな分校教諭
- 澤木 博文 入間わかくさ高等特別支援学校教諭
- 大澤 慶之 特別支援学校さいたま桜高等学園教諭
- 宮地 和加奈 特別支援学校さいたま桜高等学園教諭
- 近藤 涉 特別支援学校羽生ふじ高等学園教諭
- 野中 信行 大宮北特別支援学校さいたま西分校教諭
- 西山 敏弘 川越特別支援学校川越たかしな分校教諭
- 森田 陽久 総合教育センター指導主事兼所員

【自立活動部会】

- ◎半谷 伸治 東松山特別支援学校校長
- 増山 温子 川島ひばりが丘特別支援学校教頭
- 篠原 弥生 深谷はばたき特別支援学校教諭
- 三ツ木 理大 日高特別支援学校主幹教諭
- 西塚 裕人 越谷特別支援学校教諭
- 横瀬 直子 本庄特別支援学校教諭
- 西岡 弥生 上尾かしの木特別支援学校教諭
- 谷内田 怜 埼玉大学教育学部附属特別支援学校教諭〈平29〉
- 白澤 祥己 春日部特別支援学校教諭〈平29〉
- 金澤 剛志 毛呂山特別支援学校教諭〈平29〉
- 栃金 聡 総合教育センター指導主事兼所員

【全体部会】

- ◎宇田川 和久 特別支援学校さいたま桜高等学園校長
- 楠奥 佳二 深谷はばたき特別支援学校教頭
- 堀口 哲 本庄特別支援学校主幹教諭〈平30〉
- 齋藤 やよい 和光南特別支援学校主幹教諭
- 畠山 和也 所沢おおぞら特別支援学校教諭〈平30〉
- 宇野 吉輝 日高特別支援学校教諭
- 桑村 壮一 上尾特別支援学校教諭〈平30〉
- 大崎 由香里 埼玉大学教育学部附属特別支援学校教諭
- 谷内田 怜 埼玉大学教育学部附属特別支援学校教諭〈平30〉
- 森木 麻菜美 所沢特別支援学校教諭〈平30〉
- 阿部 央憲 草加かがやき特別支援学校教諭
- 橋本 昌一郎 草加かがやき特別支援学校教諭
- 村浦 新之助 川越特別支援学校教諭
- 上田 響子 特別支援学校さいたま桜高等学園教諭〈平30〉
- 石本 直巳 けやき特別支援学校伊奈分校教諭
- 宮前 太志 秩父特別支援学校教諭
- 島崎 祐子 総合教育センター副所長

【事務局】

- 金子 功 特別支援教育課長
- 竹井 彰彦 特別支援教育課長〈平31〉
- 上松 寿明 特別支援教育課副課長
- 廣川 佳之 特別支援教育課副課長〈平31〉
- 小林 直紀 特別支援教育課主幹兼主任指導主事〈平29〉
- 橋本 晋一 特別支援教育課主幹兼主任指導主事
- 田中 理子 特別支援教育課主任指導主事
- 楠奥 佳二 特別支援教育課主任指導主事〈平31〉
- 田村 好子 特別支援教育課指導主事
- 島宗 徹 特別支援教育課指導主事
- 内川 雄介 特別支援教育課指導主事
- 菅原 博 特別支援教育課指導主事
- 金澤 剛志 特別支援教育課指導主事
- 早野 裕之 特別支援教育課指導主事
- 阿相 道子 特別支援教育課指導主事
- 遠藤 幸子 特別支援教育課指導主事〈平29〉
- 原子 一彦 特別支援教育課指導主事〈平29〉

* 単年度の委員及び担当者については〈平29〉〈平30〉〈平31〉と標記した。